



後期高齢者医療制度の医療の給付について



茨城県後期高齢者医療広域連合のシンボルマークが決定しました



【コンセプト】

二重環は連帯を、中心の球体は後期高齢者を意味し、赤の暖かい思いと活力で支援する姿を現しています。

(シンボルマークは平成19年8月23日に決定しました。)



後期高齢者医療制度の医療の給付について

今回は、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度の中で、広域連合がどのような医療給付を行うのが簡単にご説明いたします。

なお、医療給付に係る各種申請は、お住まいの市町村担当課窓口で手続きが出来ますのでご安心ください。

・医療機関での支払について

【自己負担割合】

一般
1割負担

現役並み所得者
3割負担

現在の老人保健制度と同じように、所得に応じて自己負担割合が変わります。

来年4月の制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。

・広域連合が行う医療給付について

広域連合が行う法律による給付は次のとおりです。

- (1) 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費が支給されます。
- (2) 高額療養費及び高額介護合算療養費が支給されます。
- (3) 葬祭費が支給されます。

・医療費が高額になったとき

同一月内の保険給付に係る医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

所得の区分	自己負担限度額		
	外 来	入 院	世帯単位
現役並み所得者	44,000円	80,100円+ 1 % (44,400円)	80,100円+ 1 % (44,400円)
一 般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円	24,600円
		15,000円	15,000円

「+ 1 %」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%が追加負担となります。

()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額となります。

【計算の仕方】

外来については、同一月内に支払った金額を個人単位で合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

入院については、自己負担限度額までの窓口支払となります。また、同一月内の外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が支給されます。ただし、入院に係る食事代及び居住費等の自費分は除いて計算させていただきます。

・支払い方法について

医療給付については、広域連合から原則として銀行振り込みによりお支払いいたします。

次回は、保険料についてご説明いたします。

お問い合わせ

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合 〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階
- ☎029(309)1212 ☎029(309)1126 ホームページ <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>
- ・町民税務課 町民グループ(内線233)